

会長声明

平成 27 年 5 月 15 日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会 長 森 公 高

コーポレートガバナンス・コードの適用開始に当たって

本年 5 月 13 日付けで東京証券取引所から「コーポレートガバナンス・コード」(以下「コード」という。)が公表された。本コードは、昨年 6 月に閣議決定された政府の成長戦略『『日本再興戦略』改訂 2014』を受けて、本年 3 月 5 日付けで公表された「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」に基づき、東京証券取引所の上場会社を対象としたコードとして制定されたものである。併せて、コードの趣旨・精神の尊重規定を含め、所要の制度整備を行うために有価証券上場規程等の改正が行われている。

コードにおいては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に主眼を置き、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則が掲げられている。上場会社はコードの趣旨を理解した上で、それぞれの個別事情に合った自律的な取組を行い、その取組が各会社の成長を促すとともに利害関係者にも影響を与え、さらには資本市場の成長と信頼性確保につながっていくこととなる。監査人を始め様々な立場から会社のコーポレートガバナンスに関係する我々公認会計士には、こうした会社による自律的な取組に応じた適切な対応が期待されている。

具体的には、コードの【原則 3 - 2 . 外部会計監査人】では、「外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである」ことを示すとともに、その補充原則 3 - 2 において、取締役会及び監査役会が行うべき対応として、以下を挙げている。

- ・高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- ・外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- ・外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- ・外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

本会ではこれまで会員各位に対して、十分な監査時間、監査日程の確保等、監査品質の向上及び監査環境の改善に向けた対応を要請してきたが、コードが求める対応は正にこれらを確保する内容となっている。監査人である会員各位におかれては、この原則に基づく会社の取組を踏まえ、株主・投資家に対する監査人の責務を十分に認識した上で改めて監査業務に向き合う必要がある。

また、現在多くの会員が社外取締役又は社外監査役に就任しているが、コードでは、【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】で「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」とし、【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】で「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」とされ、社外取締役及び社外監査役は、自らの知見に基づきその役割・責務を果たすことが求められており、公認会計士に対する期待は大きい。会員各位におかれては、監査及び会計の分野で培った専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、実効的なコーポレートガバナンスの実現に積極的に貢献することが求められていることを強く認識いただきたい。

コードの適用を契機として、会社の自律的な取組の中で適切かつ十分な情報開示が行われ、株主及び利害関係者がその内容を正しく理解することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための建設的かつ深度のある対話が促進され、会社がその対話を情報利用者にとって有用で分かりやすい情報開示につなげる、といった好循環が生まれることが期待される。

会員各位におかれては、公認会計士の使命及び職責を全うすべく、コードの趣旨を十分に理解し、監査及び会計の職業的専門家としてそれぞれの場で主体的な取組に努め、我が国企業のコーポレートガバナンスの実効性確保に貢献されることを強く要望する。

以 上